

【機密性2】

裁判官会議議事録

開催日時	令和3年6月30日(水)午後4時
開催場所	大会議室、司法修習生指導室、堺支部大会議室及び岸和田支部大会議室 (テレビ会議システムの方法による)
出席者	別紙出欠表のとおり

議事の経過の要領及びその結果

1 承認事項

事務分配及び裁判官の配置等規程の一部変更について

別添承認事項1丁から46丁まで及び追加資料1丁から13丁までについて  
いずれも承認

2 決議事項

事務分配及び裁判官の配置等規程の一部変更について

別添決議事項1丁のとおり決議

議長



議事録作成者

裁判所事務官



裁 判 官 会 議 出 席 者 数

(令和3年6月30日)

人 員	構 成 員	判 事	145名 (所長・代行含む)	(計167名)
		特例判事補	22名	定足数84名
	オブザーバー		44名	
	計		211名	
出席 者 数	構 成 員	判 事	120名 (所長・代行含む)	(計135名)
		特例判事補	15名	
	オブザーバー		34名	
	計		169名	

所長	中本敏嗣
所長代行	北川 清

【民事部裁判官】

(令和3年6月30日)

部	判 事	特例判事補	オブザーバー
1	一原 友彦 能宗 美和 村尾 和泰 富岡 健史	結城 康介 内藤 陽子 井谷 喬 森田 千尋 初谷 澄紀 睦田 一真	欠 欠 欠 欠 欠 欠
2	森 健一 日比野 幹 田辺 晴志	岡田 総司 豊臣 亮輔	
5	中山 誠一 上田 賀代 逢田 俊秀 安西 儀晃 佐々木 隆憲 岩崎 雄亮 岩佐 圭祐	藤村 享司	
7	山地 修 新宮 智之 太田 章子	山田 慎悟	関堯熙
10	中川 博文 塚田 奈保 和田 将紀 鈴木 雅久 永田 雄一 鈴木 喬		
17	徳増 誠一 三宅 知三郎 井上 結美子		西田 篤史
19	田口 治美 甲元 依子 田郷岡 正哲		丸林 裕也
20	富上 智子 植田 裕紀 並河 智子		大西 康平
21	谷 有恒 杉浦 二輝 塙 健一郎		
22	龍見 真昇 甲元 雅之 坂川 波奈子		大山 洋来
23	西岡 繁靖 石川 千咲 大久保 俊策		上田 郁也
24	池上 尚子 山口 敦士 鈴木 基之		鈴村 悠恭
25	金地 香枝 菅野 昌彦 誠川 遼平		岡野 哲郎
26	杉浦 正樹 布目 真利子		
民事小計	判 事 (50人)	(44人)	特例判事補 (10人) (4人) オブザーバー (11人) (10人)

## 〔刑事部裁判官〕

(令和3年6月30日現在)

部	判事	特例判事補	オブザーバー
1	森 島 聰	日 高 真 倖	佐 藤 狂 一 郎
2	西 川 篤 志 欠	岩 田 康 平 欠	竹 本 真 梨 子 欠
3	御 山 真 理 子		楠 本 康 太
	千 葉 康 一		
6	大 寄 淳		小 西 池 将
	沖 敦 子		
7	佐 藤 弘 規		中 村 賀 明
	延 廣 大 嗣		
8	田 中 伸 一		薦 田 淳 平
	本 村 曜 宏 欠		
9	矢 野 直 邦		安 藤 諒
	南 う ら ら		
10	後 藤 有 己		伊 藤 佑 貴 欠
	行 方 美 和		水 谷 翔 欠
	安 福 幸 江 欠		森 朋 美 欠
	梶 川 匠 志 欠		青 木 崇 史 欠
	松 本 英 男 欠		岩 本 圭 矢 欠
	恒 光 直 樹 欠		
刑事小計	判 事 (19人)	(13人)	特例判事補 (2人) (1人) オブザーバー (12人) (6人)
合計	判 事 (69人)	(57人)	特例判事補 (12人) (5人) オブザーバー (23人) (16人)

民事上席	内藤裕之
刑事上席	長瀬敬昭

## 【民事部裁判官】

(令和3年6月30日)

部	判事	特例判事補	オブザーバー
3	林満 小河好美 木上寛子		吉田開
4	谷村武則 小川紀代子 三重野真人		
6	福田修久 松永晋介 小川貴寛 吉田真紀 金川誠		竹田泰樹
8	中尾彰 松本明子 遠藤謙太郎		斎野拓輝
9	井上直哉 相澤千尋 伊藤拓也		林村優雅
11	土井文美 後藤誠 神谷善英	小島務 欠	澄川ほなみ
12	武田瑞佳 佐藤文子 鷲坂計知		柏木桃子
13	松本明敏 長田雅之 伊澤大介		中川和俊 櫻井雅典
14	濱本章子 相澤聰 金岸洪周 岸田二郎	藤田洋祐 中澤崇晶	
15	石丸将利 寺垣孝彦 島田正人 永野公規 溝口優 久保貴紀	木戸口恒成 松田康幸 須藤奈未	
16	本田能久 堀部麻記子	濱崎俊文	廣嶋玲哉
18	横田典子 玉田雅義 中山周子	欠	小草啓紀
民事小計	判事 (42人)	(36人)	特例判事補 (7人) オブザーバー (10人) (10人)

## 【刑事部裁判官】

(令和3年6月30日)

部	判 事	特例判事補	オブザーバー			
5	中川 純子 久禮 博一 欠 荒木 精一		宮澤 裕登			
11	佐藤 卓生	福間 匠	新居 拓馬			
12	渡部 市郎 欠 坂本 好司		尾嶋 翔一 欠			
13	中山 知 欠 丸田 顯 梅澤 利昭		比舎 昌志			
14	坂口 裕俊 欠 鴻川 亮 欠		若園 怜 欠			
15	松田 道別 栗原 保 船戸 宏之		小澤 光			
刑事小計	判 事 (15人) 合計 判 事 (57人)	(10人) (46人)	特例判事補 (1人) 特例判事補 (8人)	(1人) (8人)	オブザーバー (6人) オブザーバー (16人)	(4人) (14人)

(令和3年6月30日)

## 【堺支部裁判官】

部	判事	特例判事補	オブザーバー			
民事部	(支部長) 森 木 田 邦 裕		唐 津 茂 音			
	藤 野 美 子		浅 井 翼 欠			
	蛇 名 日 奈 子		山 根 直 輝			
	國 分 繁					
	湯 浅 徳 恵 欠					
	村 瀬 洋 朗					
	木 太 伸 広					
刑事部	船 戸 容 子					
	柴 田 厚 司		本 田 真 理 子			
	竹 内 大 明		柿 部 泰 宏			
	藤 原 靖 士					
	荒 木 未 佳					
堺計	西 谷 大 吾					
	蜷 川 省 吾					
堺計	判事 (14人)	(13人)	特例判事補 (0人)	(0人)	オブザーバー (5人)	(4人)

合計	判事 (14人)	(13人)	特例判事補 (0人)	(0人)	オブザーバー (5人)	(4人)
----	----------	-------	------------	------	-------------	------

## 岸和田支部大会議室

(令和3年6月30日)

## 【岸和田支部裁判官】

部	判 事	特例判事補	オブザーバー
	(大部長) 高橋 善久	今野 蘭	
	佐藤 克則	(家裁本務) 寺田 悠亮	
(家裁本務)	佐藤 志保		
	織田 佳代		
	高場 大地 欠		
岸和田計	判 事 (5人) (4人)	特例判事補 (2人) (2人)	オブザーバー (0人) (0人)
合計	判 事 (5人) (4人)	特例判事補 (2人) (2人)	オブザーバー (0人) (0人)

# 承認事項

(令和3年6月30日)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和3年1月12日諮問）

（令和3年1月16日実施）

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第3民事部（普通部）（月火木金） 裁判官 林 潤 〃 小河好美 〃 村尾和泰 〃 薦田淳平	第3民事部（普通部）（月火木金） 裁判官 林 潤 〃 小河好美 〃 村尾和泰 〃 薦田淳平 〃 吉田開 <u>（任補）</u>
(中略)	(中略)
第8民事部（普通部）（月水木金） 裁判官 中尾彰 〃 佐藤志保 〃 遠藤謙太郎 〃 若園怜	第8民事部（普通部）（月水木金） 裁判官 中尾彰 〃 佐藤志保 〃 遠藤謙太郎 〃 若園怜 〃 鈴野拓輝 <u>（任補）</u>
(中略)	(中略)
第9民事部（普通部）（火水木金） 裁判官 井上直哉 〃 竹村昭彦 〃 古谷真良 〃 安藤諒	第9民事部（普通部）（火水木金） 裁判官 井上直哉 〃 竹村昭彦 〃 古谷真良 〃 安藤諒 〃 林村優雅 <u>（任補）</u>
(中略)	(中略)
第23民事部（普通部）（月火水木） 裁判官 西岡繁靖	第23民事部（普通部）（月火水木） 裁判官 西岡繁靖

〃 (兼) 中川博文  
 〃 石川千咲  
 〃 大久保俊策  
 〃 竹本真梨子

〃 (兼) 中川博文  
 〃 石川千咲  
 〃 大久保俊策  
 〃 竹本真梨子  
 〃 上田郁也

(任補)

(中略)

(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項)  
 別表3  
 裁判官の配置及び開廷日割

(中略)

第5刑事部(普通部) (毎日)

裁判官 長瀬敬昭  
 〃 久禮博一  
 〃 松田克之  
 〃 平山裕也

〃 (兼) 中川博文  
 〃 石川千咲  
 〃 大久保俊策  
 〃 竹本真梨子  
 〃 上田郁也

(中略)

(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項)  
 別表3  
 裁判官の配置及び開廷日割

(中略)

第5刑事部(普通部) (毎日)

裁判官 長瀬敬昭  
 〃 久禮博一  
 〃 松田克之  
 〃 平山裕也  
 〃 宮澤裕登

(任補)

第6刑事部(普通部) (毎日)

裁判官 大寄淳  
 〃 沖敦子  
 〃 青木崇史

第6刑事部(普通部) (毎日)

裁判官 大寄淳  
 〃 沖敦子  
 〃 青木崇史  
 〃 小西池将

(任補)

(中略)

(中略)

第13刑事部(普通部) (毎日)

裁判官 丸田顕  
 〃 梅澤利昭  
 〃 岩本圭矢

第13刑事部(普通部) (毎日)

裁判官 丸田顕  
 〃 梅澤利昭  
 〃 岩本圭矢  
 〃 比舎昌志

(任補)

(中略)

(中略)

附 則

この規程は、令和3年1月16日から施行す  
る。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和3年2月12日諮問）

（令和3年3月1日実施）

現 行	変 更 後																																																																								
<p>(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>(中略)</p> <p>第10刑事部 (令状部) (毎日)</p> <table> <tbody> <tr><td>裁判官</td><td>村 越 一 浩</td></tr> <tr><td>〃</td><td>本 村 曜 宏</td></tr> <tr><td>〃</td><td>山 口 智 子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>荒 木 精 一</td></tr> <tr><td>〃</td><td>日 高 真 悟</td></tr> <tr><td>〃</td><td>本 多 進 匠</td></tr> <tr><td>〃</td><td>福 間 匠</td></tr> <tr><td>〃</td><td>井 谷 翁</td></tr> <tr><td>〃</td><td>道 垣 内 正 大</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;"><u>(最高裁家庭局付へ)</u></td></tr> <tr><td>〃</td><td>牧 野 賢</td></tr> <tr><td>〃</td><td>水 谷 翔</td></tr> <tr><td>〃</td><td>森 朋 美</td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(第5編 (管内簡易裁判所) 第1章第32条, 第34条第1項, 第35条第1項, 第36条, 第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>(中略)</p> <p>第6 令状係 (毎日)</p> <table> <tbody> <tr><td>裁判官</td><td>(兼) 村 越 一 浩</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 本 村 曜 宏</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 山 口 智 子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 荒 木 精 一</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 日 高 真 悟</td></tr> </tbody> </table>	裁判官	村 越 一 浩	〃	本 村 曜 宏	〃	山 口 智 子	〃	荒 木 精 一	〃	日 高 真 悟	〃	本 多 進 匠	〃	福 間 匠	〃	井 谷 翁	〃	道 垣 内 正 大	<u>(最高裁家庭局付へ)</u>		〃	牧 野 賢	〃	水 谷 翔	〃	森 朋 美	裁判官	(兼) 村 越 一 浩	〃	(兼) 本 村 曜 宏	〃	(兼) 山 口 智 子	〃	(兼) 荒 木 精 一	〃	(兼) 日 高 真 悟	<p>(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>(中略)</p> <p>第10刑事部 (令状部) (毎日)</p> <table> <tbody> <tr><td>裁判官</td><td>村 越 一 浩</td></tr> <tr><td>〃</td><td>本 村 曜 宏</td></tr> <tr><td>〃</td><td>山 口 智 子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>荒 木 精 一</td></tr> <tr><td>〃</td><td>日 高 真 悟</td></tr> <tr><td>〃</td><td>本 多 進 匠</td></tr> <tr><td>〃</td><td>福 間 匠</td></tr> <tr><td>〃</td><td>井 谷 翁</td></tr> <tr><td>〃</td><td>道 垣 内 正 大</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;"><u>(最高裁家庭局付へ)</u></td></tr> <tr><td>〃</td><td>牧 野 賢</td></tr> <tr><td>〃</td><td>水 谷 翔</td></tr> <tr><td>〃</td><td>森 朋 美</td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(第5編 (管内簡易裁判所) 第1章第32条, 第34条第1項, 第35条第1項, 第36条, 第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>(中略)</p> <p>第6 令状係 (毎日)</p> <table> <tbody> <tr><td>裁判官</td><td>(兼) 村 越 一 浩</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 本 村 曜 宏</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 山 口 智 子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 荒 木 精 一</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 日 高 真 悟</td></tr> </tbody> </table>	裁判官	村 越 一 浩	〃	本 村 曜 宏	〃	山 口 智 子	〃	荒 木 精 一	〃	日 高 真 悟	〃	本 多 進 匠	〃	福 間 匠	〃	井 谷 翁	〃	道 垣 内 正 大	<u>(最高裁家庭局付へ)</u>		〃	牧 野 賢	〃	水 谷 翔	〃	森 朋 美	裁判官	(兼) 村 越 一 浩	〃	(兼) 本 村 曜 宏	〃	(兼) 山 口 智 子	〃	(兼) 荒 木 精 一	〃	(兼) 日 高 真 悟
裁判官	村 越 一 浩																																																																								
〃	本 村 曜 宏																																																																								
〃	山 口 智 子																																																																								
〃	荒 木 精 一																																																																								
〃	日 高 真 悟																																																																								
〃	本 多 進 匠																																																																								
〃	福 間 匠																																																																								
〃	井 谷 翁																																																																								
〃	道 垣 内 正 大																																																																								
<u>(最高裁家庭局付へ)</u>																																																																									
〃	牧 野 賢																																																																								
〃	水 谷 翔																																																																								
〃	森 朋 美																																																																								
裁判官	(兼) 村 越 一 浩																																																																								
〃	(兼) 本 村 曜 宏																																																																								
〃	(兼) 山 口 智 子																																																																								
〃	(兼) 荒 木 精 一																																																																								
〃	(兼) 日 高 真 悟																																																																								
裁判官	村 越 一 浩																																																																								
〃	本 村 曜 宏																																																																								
〃	山 口 智 子																																																																								
〃	荒 木 精 一																																																																								
〃	日 高 真 悟																																																																								
〃	本 多 進 匠																																																																								
〃	福 間 匠																																																																								
〃	井 谷 翁																																																																								
〃	道 垣 内 正 大																																																																								
<u>(最高裁家庭局付へ)</u>																																																																									
〃	牧 野 賢																																																																								
〃	水 谷 翔																																																																								
〃	森 朋 美																																																																								
裁判官	(兼) 村 越 一 浩																																																																								
〃	(兼) 本 村 曜 宏																																																																								
〃	(兼) 山 口 智 子																																																																								
〃	(兼) 荒 木 精 一																																																																								
〃	(兼) 日 高 真 悟																																																																								

〃 (兼) 本 多 進	〃 (兼) 本 多 進
〃 (兼) 福 間 匠	〃 (兼) 福 間 匠
〃 (兼) 井 谷 番	〃 (兼) 井 谷 番
〃 (兼) 道 垣 内 正 大	
<u>(兼務解消)</u>	
〃 (兼) 牧 野 賢	〃 (兼) 牧 野 賢
〃 (兼) 水 谷 翔	〃 (兼) 水 谷 翔
〃 (兼) 森 朋 美	〃 (兼) 森 朋 美
〃 久 保 隆 俊	〃 久 保 隆 俊
〃 田 中 清 道	〃 田 中 清 道
〃 西 山 明	〃 西 山 明
〃 南 正 一	〃 南 正 一
〃 吉 田 進	〃 吉 田 進
〃 (兼) 並 木 正 男	〃 (兼) 並 木 正 男
〃 (兼) 辻 秀 樹	〃 (兼) 辻 秀 樹
(中略)	(中略)
<u>附 則</u>	
<u>この規程は、令和3年3月1日から施行する</u>	

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和3年3月4日諮詢）

（令和3年3月25日実施）

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 第1民事部（保全部）（毎日）	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 第1民事部（保全部）（毎日）
裁判官 内藤裕之 山口敦士 一原友彦 相澤千尋 永田雄一 田中いゑ奈 内藤陽子 (兼)井谷喬 初谷湧紀 石川舞子 大畠勇馬 亀井健斗	裁判官 内藤裕之 山口敦士 一原友彦 相澤千尋 永田雄一 田中いゑ奈 内藤陽子 (兼)井谷喬 初谷湧紀 石川舞子 大畠勇馬 亀井健斗 林憲太郎 <u>(鳥取地裁から)</u>
(中略)	(中略)
第4編 支部 第1章 堺支部 (裁判官の配置) 第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。 第1民事部A 裁判官 森木田邦裕 橋本都月 姥名日奈子 (兼)湯浅徳恵 (兼)村瀬洋朗 横井靖世 山田雅秋 唐津祐吾	第4編 支部 第1章 堺支部 (裁判官の配置) 第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。 第1民事部A 裁判官 森木田邦裕 橋本都月 姥名日奈子 (兼)湯浅徳恵 (兼)村瀬洋朗 横井靖世 山田雅秋 唐津祐吾 浅井

(福井地裁から)

(中略)

(中略)

附 則

この規程は、令和3年3月25日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和3年3月4日諮詢）

（令和3年4月1日実施）

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部（保全部）（毎日）	第1民事部（保全部）（毎日）
裁判官 内藤裕之 山口敦士 <u>(第24民事部へ)</u> 一原友彦 相澤千尋 <u>(第9民事部へ)</u> 永田雄一 田中いゑ奈 <u>(京都地裁へ)</u>	裁判官 内藤裕之 一原友彦 能宗美和 <u>(広島地裁から)</u> 永田雄一 村尾和泰 <u>(第3民事部から)</u> 高岡健史 <u>(第18民事部から)</u> 結城康介 <u>(第11刑事部から)</u> 内藤陽子 (兼)井谷喬 初谷湧紀 石川舞子 <u>(横浜地裁へ)</u> 大畠勇馬 <u>(金沢地裁へ)</u> 亀井健斗
内藤陽子 (兼)井谷喬	内藤陽子 (兼)井谷喬 森田千尋 <u>(那覇地裁から)</u> 木内悠介 <u>(第9刑事部から)</u> 初谷湧紀 藤田一良 <u>(弁護士職務経験（大阪）から)</u>
林憲太朗 第2民事部（租税・行政部）（月火水金）	亀井健斗 足立瑞貴 <u>(第11民事部から)</u> 中川和俊 <u>(宮崎地裁から)</u> 林憲太朗 第2民事部（租税・行政部）（月火水金）

裁判官	森 鍵 一	裁判官	森 鍵 一
"	齊藤 翁	"	
	(名古屋地裁へ)		
"	日比野 幹	"	日比野 幹
		"	田辺 晚志
"			(佐賀地裁から)
"	岡田 総司	"	岡田 総司
"	豊臣 亮輔	"	豊臣 亮輔
第3民事部(普通部) (月火木金)		第3民事部(普通部) (月火木金)	
裁判官	林 潤	裁判官	林 潤
"	小河 好美	"	小河 好美
"	村尾 和泰	"	木上 寛子
	(第1民事部へ)		(大阪高裁から)
"	薦田 淳平		
	(第8刑事部へ)		
"	吉田 開	"	吉田 開
第4民事部(商事部) (毎日)		第4民事部(商事部) (毎日)	
裁判官	西村 欣也	裁判官	谷村 武則
	(大阪国税不服審判所へ)		(広島地裁から)
"	高原 知明	"	小川 紀代子
	(退官)		(大阪法務局訟務部付(副部長)から)
"	宮崎 陽介	"	三重野 真人
	(千葉地裁へ)		(松山地裁今治支部から)
第5民事部(労働部) (毎日)		第5民事部(労働部) (毎日)	
裁判官	中山 誠一	裁判官	中山 誠一
"	上田 賀代	"	上田 賀代
"	窪田 俊秀	"	窪田 俊秀
"	安西 儀晃	"	安西 儀晃
"	佐々木 隆憲	"	佐々木 隆憲
"	松本 武人	"	岩崎 雄亮
	(長崎地裁へ)		(福岡地裁から)
"	大和 隆之	"	岩佐 圭祐
	(福岡地裁大牟田支部へ)		(最高裁総務局付・人事局付から)
"	溝口 達	"	藤村 享司
	(さいたま地裁熊谷支部・秩父支部へ)		(千葉家裁八日市場支部から)
第6民事部(倒産部) (毎日)		第6民事部(倒産部) (毎日)	
裁判官	福田 修久	裁判官	福田 修久
"	松永 晋介	"	松永 晋介
"	小川 貴寛	"	小川 貴寛
"	吉田 真紀	"	吉田 真紀

	金川 誠	金川 誠
"	野上 恵里	竹田 泰樹
	(静岡地裁浜松支部へ)	(松江地裁から)
第7民事部(租税・行政部)(月火木金)		第7民事部(租税・行政部)(月火木金)
裁判官	山地 修	裁判官
"	新宮 智之	"
"	宮端 謙一	新宮 智之
	(最高裁調査官へ)	太田 章子
"	大塚 穂波	(最高裁家庭局付から)
	(札幌地裁へ)	
"	渡邊 直樹	
	(退官)	
"	山田 慎悟	山田 慎悟
		"
		閑井 熙
		(新潟地裁から)
第8民事部(普通部)(月水木金)		第8民事部(普通部)(月水木金)
裁判官	中尾 彰	裁判官
"	佐藤 志保	"
	(大阪家裁岸和田支部へ)	中尾 彰
"	遠藤 謙太郎	松本 明子
"	若園 怜	(岡山地裁から)
	(第1・4刑事部へ)	"
"	篠野 拓輝	遠藤 謙太郎
第9民事部(普通部)(火水木金)		(兼) 若園 怜
裁判官	井上 直哉	(兼務発令)
"	竹村 昭彦	"
	(京都地裁園部支部へ)	篠野 拓輝
"	古谷 真良	
	(東京地裁立川支部へ)	第9民事部(普通部)(火水木金)
"	安藤 謙	裁判官
	(第9刑事部へ)	井上 直哉
"	林村 優雅	"
第10民事部(建築・調停部)(毎日)		相澤 千尋
裁判官	中川 博文	(第1民事部から)
"	塙田 奈保	"
"	一藤 哲志	伊藤 拓也
	(最高裁調査官へ)	(大分地裁から)
"	(兼) 永田 雄一	
		林村 優雅
第10民事部(建築・調停部)(毎日)		第10民事部(建築・調停部)(毎日)
裁判官	中川 博文	裁判官
"	塙田 奈保	"
"	和田 将紀	"
	(大阪高裁から)	大庭 雅久
"		(原子力損害賠償紛争和解仲介室から)
		"
		(兼) 永田 雄一

" 鈴木 留	
第1 1民事部（普通部）（月水木金）	第1 1民事部（普通部）（月水木金）
裁判官 菊地 浩明	裁判官 土井 文美
(京都地裁へ)	(最高裁調査官から)
" 後藤 誠	" 後藤 誠
" 神谷 善英	" 神谷 善英
" 小島 務	" 小島 務
" 足立 瑞貴	" 澄川 ほなみ
(第1民事部へ)	(第2刑事部から)
第1 2民事部（普通部）（月火水金）	第1 2民事部（普通部）（月火水金）
裁判官 酒井 良介	裁判官 武田 瑞佳
(東京高裁へ)	(大阪高裁から)
" 林 由希子	" 佐藤 文子
(札幌地裁へ)	(第1 4民事部から)
" 鷺坂 計知	" 鷺坂 計知
" 佐藤 壮一郎	" (兼) 佐藤 壮一郎
(第1刑事部へ)	(兼務発令)
第1 3民事部（普通部）（火水木金）	第1 3民事部（普通部）（火水木金）
裁判官 松本 明敏	裁判官 松本 明敏
" 小山 裕子	" 長田 雅之
(神戸家裁伊丹支部へ)	(大阪高裁から)
" 重高 啓	" 伊澤 大介
(広島高裁岡山支部へ)	(徳島家裁から)
" (兼) 龟井 健斗	" (兼) 龟井 健斗
"	" (兼) 中川 和俊
(兼務発令)	(兼務発令)
" 櫻井 雅典	" 櫻井 雅典
第1 4民事部（執行部）（毎日）	第1 4民事部（執行部）（毎日）
裁判官 演本 章子	裁判官 演本 章子
" 相澤 聰	" 相澤 聰
" 本多 健司	" 金洪周
(松山地裁宇和島支部へ)	(広島地裁から)
" 鳥田 真人	" 岸田 二郎
(静岡地裁浜松支部へ)	(宮崎家裁延岡支部から)
" 佐藤 文子	" 藤田 洋祐
(第1 2民事部へ)	(釧路家裁帶広支部から)
"	" 中澤 崇晶
	(那覇地裁から)

第15民事部（交通部）（毎日）		第15民事部（交通部）（毎日）		
裁判官	石丸将利	裁判官	石丸将利	
〃	寺垣孝彦	〃	寺垣孝彦	
〃	島田正人	〃	島田正人	
〃	永野公規	〃	永野公規	
〃	溝口優	〃	溝口優	
		（兼）村尾和泰		
		（兼務発令）		
〃	久保貴紀	〃	久保貴紀	
〃	須藤隆太	〃	木戸口恆成	
	（盛岡地裁遠野支部へ）		（山口地裁下関支部から）	
〃	松田康孝	〃	松田康孝	
〃	須藤奈未	〃	須藤奈未	
第16民事部（普通部）（月水木金）		第16民事部（普通部）（月水木金）		
裁判官	本田能久	裁判官	本田能久	
〃	堀部麻記子	〃	堀部麻記子	
〃	岡野慎也	〃	浜崎俊文	
	（司法研修所付）		（山口家裁宇部支部から）	
〃	広嶋玲哉	〃	広嶋玲哉	
第17民事部（医事部）（月火水木）		第17民事部（医事部）（月火水木）		
裁判官	吉岡茂之	裁判官	徳増誠一	
	（広島地裁へ）		（東京高裁から）	
〃	三宅知三郎	〃	三宅知三郎	
〃	井上結美子	〃	井上結美子	
〃	諸井雄佑	〃	西田篤史	
	（静岡地裁沼津支部へ）		（第3刑事部から）	
第18民事部（普通部）（月火水金）		第18民事部（普通部）（月火水金）		
裁判官	横田典子	裁判官	横田典子	
		〃	玉田雅義	
〃	中山周子	〃	中山周子	
〃	富岡健史			
	（第1民事部へ）			
〃	小草啓紀	〃	小草啓紀	
第19民事部（医事部）（毎日）		第19民事部（医事部）（毎日）		
裁判官	田口治美	裁判官	田口治美	
〃	甲元依子	〃	甲元依子	
〃	田郷岡正哲	〃	田郷岡正哲	
〃	丸林裕矢	〃	丸林裕矢	
第20民事部（医事部）（月火水金）		第20民事部（医事部）（月火水金）		

裁判官	富上智子	裁判官	富上智子
"	国分貴之	"	植田裕紀久
	(法務省民事局へ)		(熊本地裁から)
"	並河智子	"	並河智子
"	大西康平	"	大西康平
第21民事部(知的財産権部)(火木)			
裁判官	谷有恒	裁判官	谷有恒
"	杉浦一輝	"	杉浦一輝
"	(兼)布目真利子	"	(兼)布目真利子
"	島村陽子	"	峯健一郎
	(前橋家裁太田支部へ)		(札幌家裁苫小牧支部から)
第22民事部(普通部)(火水木金)			
裁判官	龍見昇	裁判官	龍見昇
"	甲元雅之	"	甲元雅之
"	坂川波奈子	"	坂川波奈子
"	大山洗来	"	大山洗来
第23民事部(普通部)(月火水木)			
裁判官	西岡繁靖	裁判官	西岡繁靖
"	(兼)中川博文	"	
	(兼務解消)		
"	石川千咲	"	石川千咲
"	大久保俊策	"	大久保俊策
"	竹本真梨子		
	(第2刑事部へ)		
"	上田郁也	"	上田郁也
第24民事部(普通部)(月火木金)			
裁判官	池上尚子	裁判官	池上尚子
"		"	
"	鈴木基之	"	山口敦士
"	山根良実	"	(第1民事部から)
	(宇都宮家裁足利支部へ)		鈴木基之
"	楠本康太	"	(兼)楠本康太
	(第3刑事部へ)		(兼務発令)
		"	鈴村悠恭
			(第1刑事部から)
第25民事部(普通部)(火水木金)			
裁判官	金地香枝	裁判官	金地香枝
"	菅野昌彦	"	菅野昌彦
"	織川逸平	"	織川逸平

<p style="text-align: center;">" 岡野哲郎</p> <p>第26民事部(知的財産権部) (月木)</p> <p>裁判官 杉浦正樹 " (兼)杉浦一輝 " 布目真利子 " (兼)島村陽子 <u>(兼務解消)</u></p> <p>(中略)</p> <p>第3編 本庁刑事部</p> <p>(中略)</p> <p>第2章 裁判事務の分配 (訴訟事件の配付)</p> <p>第15条 訴訟事件は、特に定めるものほか、裁判員事件、通常合議事件、一人制事件の区別に従い、それぞれ次の各部にその記載の割合で順次配付する。</p> <p>(1) 裁判員事件 普通部及び租税部 各1</p> <p>(2) 通常合議事件 普通部及び租税部 各1</p> <p>(3) 一人制事件 <u>第15部及び租税部 各6</u></p> <p>第5部 5 上記以外の普通部 各3</p> <p>(中略)</p> <p>(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>第1刑事部(普通部) (毎日)</p> <p>裁判官 森島聰 " 宮崎桃子 <u>(千葉地裁へ)</u></p>	<p style="text-align: center;">" 岡野哲郎</p> <p>第26民事部(知的財産権部) (月木)</p> <p>裁判官 杉浦正樹 " (兼)杉浦一輝 " 布目真利子 " (兼)峰健一郎 <u>(兼務発令)</u></p> <p>(中略)</p> <p>第3編 本庁刑事部</p> <p>(中略)</p> <p>第2章 裁判事務の分配 (訴訟事件の配付)</p> <p>第15条 訴訟事件は、特に定めるものほか、裁判員事件、通常合議事件、一人制事件の区別に従い、それぞれ次の各部にその記載の割合で順次配付する。</p> <p>(1) 裁判員事件 普通部及び租税部 各1</p> <p>(2) 通常合議事件 普通部及び租税部 各1</p> <p>(3) 一人制事件 租税部 <u>12</u> <u>第15部</u> <u>11</u> 第5部 <u>10</u> 上記以外の普通部 <u>各6</u></p> <p>(中略)</p> <p>(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>第1刑事部(普通部) (毎日)</p> <p>裁判官 森島聰 " 日高真悟 <u>(第10刑事部から)</u></p>
---	--

" <b>鈴村 悠恭</b> (第24民事部へ)		" <b>佐藤 壮一郎</b> (第12民事部から)	
<b>第2刑事部 (普通部) (毎日)</b>		<b>第2刑事部 (普通部) (毎日)</b>	
裁判官	西川篤志	裁判官	西川篤志
"	岩田康平	"	岩田康平
" <b>澄川 ほなみ</b> (第11民事部へ)		" <b>竹本 真梨子</b> (第23民事部から)	
<b>第3刑事部 (普通部) (毎日)</b>		<b>第3刑事部 (普通部) (毎日)</b>	
裁判官	中川綾子	裁判官	中川綾子
"	千葉康一	"	千葉康一
"	<u>(兼) 本多 進</u>	"	<u>楠本 康太</u>
	(兼務解消)		(第24民事部から)
"	<u>西田篤史</u>		
" <b>(第17民事部へ)</b>			
<b>第4刑事部 (普通部) (毎日)</b>		<b>第4刑事部 (普通部) (毎日)</b>	
裁判官	北川 清	裁判官	北川 清
"	<u>(兼) 宮崎桃子</u>	"	<u>(兼) 日高真悟</u>
	(兼務解消)		(兼務発令)
"	<u>(兼) 鈴村 悠恭</u>	"	<u>(兼) 佐藤 壮一郎</u>
	(兼務解消)		(兼務発令)
<b>第5刑事部 (普通部) (毎日)</b>		<b>第5刑事部 (普通部) (毎日)</b>	
裁判官	長瀬 敬昭	裁判官	長瀬 敬昭
"	久禮博一	"	久禮博一
"	<u>松田克之</u>	"	<u>荒木精一</u>
	(広島地裁福山支部へ)		(第10刑事部から)
"	<u>平山 裕也</u>		
" <b>宮澤 裕登</b>		" <b>宮澤 裕登</b>	
<b>第6刑事部 (普通部) (毎日)</b>		<b>第6刑事部 (普通部) (毎日)</b>	
裁判官	大寄 淳	裁判官	大寄 淳
"	沖 敦子	"	沖 敦子
"	<u>青木 崇史</u>		
	(第10刑事部へ)		
"	<u>小西池 将</u>	"	<u>小西池 将</u>
<b>第7刑事部 (普通部) (毎日)</b>		<b>第7刑事部 (普通部) (毎日)</b>	
裁判官	佐藤 弘規	裁判官	佐藤 弘規
"	延廣丈嗣	"	延廣丈嗣
"	<u>中村暢明</u>	"	<u>中村暢明</u>

## 第8刑事部(普通部) (毎日)

裁判官 松本圭史  
 (東京高裁へ)  
 " 後藤有己  
 (第10刑事部へ)

" 加納紅実  
 (那覇地裁沖縄支部へ)

## 第9刑事部(普通部) (毎日)

裁判官 渡部市郎  
 (第12刑事部へ)

" 南 うらら  
 " 木内悠介  
 (第1民事部へ)

## 第10刑事部(令状部) (毎日)

裁判官 村越一浩  
 " 本村暁宏  
 (第8刑事部へ)  
 " 山口智子  
 (熊本地裁へ)  
 " 荒木精一  
 (第5刑事部へ)  
 " 日高真悟  
 (第1刑事部へ)  
 " 本多進  
 (司法研修所付へ)  
 " 福間匠  
 (第11刑事部へ)  
 " 井谷喬  
 " 牧野賢  
 (函館地裁へ)  
 " 水谷翔  
 " 森朋美

## 第8刑事部(普通部) (毎日)

裁判官 田中伸一  
 (大阪高裁から)  
 " (兼)後藤有己  
 (兼務発令)  
 " 本村暁宏  
 (第10刑事部から)  
 " 薦田淳平  
 (第3民事部から)

## 第9刑事部(普通部) (毎日)

裁判官 矢野直邦  
 (東京地裁立川支部から)  
 " (兼)渡部市郎  
 (兼務発令)  
 " 南 うらら  
 " (兼)木内悠介  
 (兼務発令)  
 " 安藤諒  
 (第9民事部から)

## 第10刑事部(令状部) (毎日)

裁判官 村越浩  
 " 後藤有己  
 (第8刑事部から)  
 " 行方美和  
 (千葉地裁木更津支部から)  
 " 安福幸江  
 (大津家裁から)  
 " 梶川匡志  
 (札幌地裁小樽支部から)  
 " 松本英男  
 (広島地裁から)  
 " 恒光直樹  
 (鹿児島地裁から)  
 " 井谷喬  
 " 伊藤佑貴  
 (熊本地裁から)  
 " 水谷翔  
 " 森朋美  
 " 吉本崇史  
 (第6刑事部から)

		岩本圭矢
第11刑事部（普通部）（毎日）		(第13刑事部から)
裁判官	佐藤卓生	佐藤卓生
"	結城康介	(兼)結城康介
	(第1民事部へ)	(兼務発令)
"	新居拓馬	福間匠
第12刑事部（租税部）（毎日）		(第10刑事部から)
裁判官	増田啓祐	新居拓馬
	(京都地裁へ)	
"	坂本好司	坂本好司
"	中山知	中山知
"	尾嶋翔一	尾嶋翔一
第13刑事部（普通部）（毎日）		第13刑事部（普通部）（毎日）
裁判官	丸田頭	丸田頭
"	梅澤利昭	梅澤利昭
"	岩本圭矢	
	(第10刑事部へ)	
"	比舍昌志	比舍昌志
第14刑事部（普通部）（毎日）		第14刑事部（普通部）（毎日）
裁判官	坂口裕俊	坂口裕俊
"	湯川亮	湯川亮
"	重田裕之	若園怜
	(長崎家裁へ)	(第8民事部から)
第15刑事部（普通部）（毎日）		第15刑事部（普通部）（毎日）
裁判官	松田道別	松田道別
"	栗原保	栗原保
"	船戸宏之	船戸宏之
"	小澤九	
	(柏木桃子)	(甲府地裁から)
	(第12民事部へ)	(兼)柏木桃子
		(兼務発令)
(中略)		(中略)
第4編 支部		第4編 支部
第1章 堺支部		第1章 堺支部
(裁判官の配置)		(裁判官の配置)

第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。

第1民事部A

裁判官 森木田 邦 裕  
" 橋 本 都 月  
" (神戸地裁尼崎支部へ)  
" 蛭 名 日奈子  
" (兼) 湯 浅 徳 恵  
" (兼) 村 瀬 洋 朗  
" 横 井 靖 世  
" (東京地裁へ)  
" 山 田 雅 秋  
" (山口地裁へ)  
" 唐 津 祐 吾  
" 浅 井 翼

第1民事部B

裁判官 (兼) 橋 本 都 月  
" (兼務解消)  
" (兼) 木 太 伸 広  
" (兼) 蛭 名 日奈子  
" 湯 浅 徳 恵  
" (兼) 船 戸 容 子  
" 村 瀬 洋 朗  
" (兼) 横 井 靖 世  
" (兼務解消)  
" 植 野 寛 太 郎  
" (山口地裁萩支部へ)  
" (兼) 内 藤 秀 介  
" (兼務解消)  
" (兼) 中 山 さほ子  
" (兼務解消)  
" (兼) 長 谷 川 稔 洋  
" (兼務解消)  
" (兼) 唐 津 祐 吾

第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。

第1民事部A

裁判官 森木田 邦 裕  
" 藤 野 美 子  
" (名古屋地裁岡崎支部から)  
" 蛭 名 日奈子  
" 國 分 綾  
" (大阪家裁から)  
" (兼) 湯 浅 徳 恵  
" (兼) 村 瀬 洋 朗  
" 唐 津 祐 吾  
" 浅 井 翼

第1民事部B

裁判官 (兼) 木 太 伸 広  
" (兼) 藤 野 美 子  
" (兼務発令)  
" (兼) 蛭 名 日奈子  
" (兼) 國 分 綾  
" (兼務発令)  
" 湯 浅 徳 恵  
" (兼) 船 戸 容 子  
" 村 瀬 洋 朗  
" (兼) 唐 津 祐 吾

第2民事部		第2民事部	
裁判官	木太伸広	裁判官	木太伸広
"	船戸容子	"	船戸容子
"	<u>内藤秀介</u>	"	<u>山根直輝</u>
	(千葉地裁へ)		(兼務発令)
第1刑事部		第1刑事部	
裁判官	柴田厚司	裁判官	柴田厚司
"	竹内大明	"	竹内大明
"	藤原靖士	"	藤原靖士
"	<u>小久保珠美</u>	"	<u>木田真理子</u>
	(横浜地裁へ)		(新潟地裁から)
"	<u>長谷川稔洋</u>		
	(東京地裁へ)		
第2刑事部		第2刑事部	
裁判官	<u>安永武央</u>	裁判官	<u>荒木未佳</u>
	(京都地裁へ)		(鳥取地裁から)
"	<u>芹澤俊明</u>	"	<u>西谷大吾</u>
	(長崎地裁へ)		(福井家裁から)
"	<u>蜷川省吾</u>	"	<u>蜷川省吾</u>
"	<u>中山さほ子</u>	"	<u>柿部泰宏</u>
	(広島地裁へ)		(宇都宮地裁から)
部に属しない裁判官		部に属しない裁判官	
裁判官	濱谷由紀	裁判官	濱谷由紀
"	藪崇司	"	藪崇司
"	池田美樹子	"	池田美樹子
"	今野智紀	"	今野智紀
"	<u>望月一輝</u>		
	(広島地裁へ)		
"	関泰士	"	関泰士
"	杉濱美穂	"	杉濱美穂
		"	<u>塙上公裕</u>
			(外務省から)
(中略)		(中略)	

第2章 岸和田支部  
(裁判事務の分配)

第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。

裁判官 高橋 善久

他の裁判官の担当する事件を除くその余の民事事件及び非訟事件

裁判官 角谷 比呂美  
(横浜地裁へ)

刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1

第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1

医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1

更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1

前記事件のほか、他の裁判官の担当する事件を除くその余の刑事事件

破産事件のうちの同時廃止事件の全部

債権執行事件のうちの配当事件の全部

財産開示及び第三者からの情報取得事件の3分の1

裁判官（代行）山口 敦士  
(職務代行解消)

民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の3分の9

債権執行事件及び財産開示事件を除く民事執行事件の3分の1

民事保全事件の2分の1

保全異議及び保全取消事件の2分の1

小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1

人身保護事件の4分の1

第2章 岸和田支部  
(裁判事務の分配)

第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。

裁判官 高橋 善久

他の裁判官の担当する事件を除くその余の民事事件及び非訟事件

裁判官 寺田 悠亮  
(横浜地裁から)

刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1

第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1

医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1

更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1

前記事件のほか、他の裁判官の担当する事件を除くその余の刑事事件

破産事件のうちの同時廃止事件の全部

債権執行事件のうちの配当事件の全部

財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の1

起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1

裁判官 佐藤 克則  
(大阪高裁から)

民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の3分の9

債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1

民事保全事件の2分の1

保全異議及び保全取消事件の2分の1

小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1

人身保護事件の4分の1

<p>訴えの提起前における証拠収集の処分申立 事件の4分の1 令状事件の8分の2 過料事件</p> <p>裁判官 織田佳代 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の 31分の4 民事保全事件の4分の1 保全異議及び保全取消事件の4分の1 債権執行事件<u>及び</u>財産開示事件を除く民事 執行事件の3分の1</p> <p>人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立 事件の4分の1 令状事件の8分の2</p> <p>裁判官 高場大地 刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の 2分の1 第1回公判期日前の勾留に関する処分事件 の2分の1 医療観察法第33条第1項又は第59条第 1項若しくは第2項の申立てを受けた地方 裁判所の裁判官が行う事務の2分の1 更生保護法第52条第6項の規定による特 別遵守事項の設定又は変更に関する求意見 に係る事務の2分の1 配当事件を除く債権執行事件の全部 財産開示及び第三者からの情報取得事件の 3分の2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律第4章に定める保護命令申立 事件、保護命令の効力停止の申立事件及び 保護命令の取消申立事件の3分の2 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の全部</p>	<p>訴えの提起前における証拠収集の処分申立 事件の4分の1 令状事件の8分の2 過料事件</p> <p>裁判官 織田佳代 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の 31分の4 民事保全事件の4分の1 保全異議及び保全取消事件の4分の1 債権執行事件<u>、</u>財産開示事件<u>及び</u>第三者か らの情報取得事件を除く民事執行事件の3 分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立 事件の4分の1 令状事件の8分の2</p> <p>裁判官 高場大地 刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の 2分の1 第1回公判期日前の勾留に関する処分事件 の2分の1 医療観察法第33条第1項又は第59条第 1項若しくは第2項の申立てを受けた地方 裁判所の裁判官が行う事務の2分の1 更生保護法第52条第6項の規定による特 別遵守事項の設定又は変更に関する求意見 に係る事務の2分の1 配当事件を除く債権執行事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得事 件の3分の2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律第4章に定める保護命令申立 事件、保護命令の効力停止の申立事件及び 保護命令の取消申立事件の3分の2 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分 の1</p>
<p>裁判官 三浦裕輔 (福岡地裁へ) 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の 31分の9</p>	<p>裁判官 佐藤志保 (大阪地裁から) 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の 31分の9</p>

<p>債権執行事件及び財産開示事件を除く民事執行事件の3分の1</p> <p>小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1</p> <p>人身保護事件の4分の1</p> <p>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の1</p> <p>令状事件の8分の1</p> <p>[REDACTED]</p>	<p>債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1</p> <p>小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1</p> <p>人身保護事件の4分の1</p> <p>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の1</p> <p>令状事件の8分の1</p> <p>[REDACTED]</p>
<p>裁判官 今野 藍</p> <p>民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9</p> <p>同時廃止事件を除く破産事件の全部</p> <p>小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を除く再生事件の全部</p> <p>会社更生事件、会社整理事件及び特別清算事件の全部</p> <p>民事保全事件の4分の1</p> <p>保全異議及び保全取消事件の4分の1</p> <p>人身保護事件の4分の1</p> <p>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1</p> <p>令状事件の8分の2</p> <p>商事非訟事件（過料事件を除く。）</p> <p>裁判官 中川正充</p> <p>令状事件の8分の1</p> <p>[REDACTED]</p>	<p>裁判官 今野 藍</p> <p>民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9</p> <p>同時廃止事件を除く破産事件の全部</p> <p>小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を除く再生事件の全部</p> <p>会社更生事件、会社整理事件及び特別清算事件の全部</p> <p>民事保全事件の4分の1</p> <p>保全異議及び保全取消事件の4分の1</p> <p>人身保護事件の4分の1</p> <p>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1</p> <p>令状事件の8分の2</p> <p>商事非訟事件（過料事件を除く。）</p> <p>裁判官 中川正充</p> <p>令状事件の8分の1</p> <p>[REDACTED]</p>
<p>(中略)</p> <p>第5編 管内簡易裁判所</p> <p>第1章 大阪簡易裁判所</p> <p>(係の設置)</p> <p>第31条 第1民事室に民事公判第1から第18まで及び第20から第23までの各係を、第2民事室に民事特殊事件係を、第3民事室に調停</p>	<p>(中略)</p> <p>第5編 管内簡易裁判所</p> <p>第1章 大阪簡易裁判所</p> <p>(係の設置)</p> <p>第31条 第1民事室に民事公判第1から第18まで及び第20から第22までの各係を、第2民事室に民事特殊事件係を、第3民事室に調停</p>

<p>第1から第5までの各係を置き、刑事室に刑事公判第1及び第2の各係、略式係並びに令状係を置く。</p>	<p>第1から第5までの各係を置き、刑事室に刑事公判第1及び第2の各係、略式係並びに令状係を置く。</p>																								
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>																								
<p>(裁判事務の代理)</p> <p>第42条 裁判事務の代理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 民事公判係の裁判官に差し支えがあるときは、次のとおり相互に代理する。</p> <p>なお、第20係の裁判官に差し支えがあるときは、第18係の裁判官が、<u>第23係の裁判官に差し支えがあるときは、第22係の裁判官が、それぞれ代理する。</u></p>	<p>(裁判事務の代理)</p> <p>第42条 裁判事務の代理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 民事公判係の裁判官に差し支えがあるときは、次のとおり相互に代理する。</p> <p>なお、第20係の裁判官に差し支えがあるときは、第18係の裁判官が代理する。</p>																								
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>																								
<p>(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)</p>	<p>(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)</p>																								
<p>別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p>	<p>別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p>																								
<p>第1 民事公判係</p> <table> <tr> <td>第1係(月水金)</td> <td>裁判官</td> <td>山本 猛</td> </tr> <tr> <td>第2係(月水金)</td> <td>"</td> <td>三木 健治</td> </tr> </table>	第1係(月水金)	裁判官	山本 猛	第2係(月水金)	"	三木 健治	<p>第1 民事公判係</p> <table> <tr> <td>第1係(月水金)</td> <td>裁判官</td> <td>山本 猛</td> </tr> <tr> <td>第2係(月水金)</td> <td>"</td> <td>三木 健治</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>秋田 正之</td> </tr> </table>	第1係(月水金)	裁判官	山本 猛	第2係(月水金)	"	三木 健治			秋田 正之									
第1係(月水金)	裁判官	山本 猛																							
第2係(月水金)	"	三木 健治																							
第1係(月水金)	裁判官	山本 猛																							
第2係(月水金)	"	三木 健治																							
		秋田 正之																							
<table> <tr> <td>第3係(月水金)</td> <td>"</td> <td>竹内 正浩</td> </tr> <tr> <td>第4係(月火木)</td> <td>"</td> <td>長谷川 卓司</td> </tr> <tr> <td>第5係(月火木)</td> <td>"</td> <td>松本 澄清</td> </tr> <tr> <td>第6係(月火木)</td> <td>"</td> <td>宇都宮 庫敏</td> </tr> </table>	第3係(月水金)	"	竹内 正浩	第4係(月火木)	"	長谷川 卓司	第5係(月火木)	"	松本 澄清	第6係(月火木)	"	宇都宮 庫敏	<table> <tr> <td>第3係(月水金)</td> <td>"</td> <td>竹内 正浩</td> </tr> <tr> <td>第4係(月火木)</td> <td>"</td> <td>長谷川 卓司</td> </tr> <tr> <td>第5係(月火木)</td> <td>"</td> <td>松本 澄清</td> </tr> <tr> <td>第6係(月火木)</td> <td>"</td> <td>宇都宮 庫敏</td> </tr> </table>	第3係(月水金)	"	竹内 正浩	第4係(月火木)	"	長谷川 卓司	第5係(月火木)	"	松本 澄清	第6係(月火木)	"	宇都宮 庫敏
第3係(月水金)	"	竹内 正浩																							
第4係(月火木)	"	長谷川 卓司																							
第5係(月火木)	"	松本 澄清																							
第6係(月火木)	"	宇都宮 庫敏																							
第3係(月水金)	"	竹内 正浩																							
第4係(月火木)	"	長谷川 卓司																							
第5係(月火木)	"	松本 澄清																							
第6係(月火木)	"	宇都宮 庫敏																							
<table> <tr> <td>第7係(月水金)</td> <td>"</td> <td>小林 司</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(滝川・岩見沢簡裁へ)</td> </tr> <tr> <td>第8係(木)</td> <td>"</td> <td>寺田 俊弘</td> </tr> </table>	第7係(月水金)	"	小林 司			(滝川・岩見沢簡裁へ)	第8係(木)	"	寺田 俊弘	<table> <tr> <td>第7係(月水金)</td> <td>"</td> <td>田中 清道</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(令状係から)</td> </tr> <tr> <td>第8係(木)</td> <td>"</td> <td>寺田 俊弘</td> </tr> </table>	第7係(月水金)	"	田中 清道			(令状係から)	第8係(木)	"	寺田 俊弘						
第7係(月水金)	"	小林 司																							
		(滝川・岩見沢簡裁へ)																							
第8係(木)	"	寺田 俊弘																							
第7係(月水金)	"	田中 清道																							
		(令状係から)																							
第8係(木)	"	寺田 俊弘																							
<table> <tr> <td></td> <td></td> <td>秋田 正之</td> </tr> </table>			秋田 正之	<table> <tr> <td></td> <td></td> <td>(兼務発令)</td> </tr> </table>			(兼務発令)																		
		秋田 正之																							
		(兼務発令)																							

(民事公判第2係へ)		
	// 岩本直樹	
	(須崎・中村・高知簡裁へ)	
	// 森 健児	
	(西郷簡裁へ)	
	// 原 洋子	
	(京丹後簡裁へ)	
第9係(水金)	// 畑 信 裕	第9係(水金) // 畑 信 裕
第10係(月火木)	// 伊藤知広	第10係(月火木) // 伊藤知広
	// (兼)小林司	
	(兼務解消)	
第11係(月水金)	// 福田人美	第11係(月水金) // 西田文則
	(岸和田簡裁へ)	(枚方簡裁から)
第12係(月火木)	// 岡平耕治	第12係(月火木) // 岡平耕治
第13係(月水金)	// 西前行雄	第13係(月水金) // 西前行雄
第14係(月火木)	// 三浦 恵	第14係(月火木) // 三浦 恵
第15係(月火木)	// 中山一馬	第15係(月火木) // 藤田敏之
	(民事特殊事件係へ)	(調停第3係から)
第16係(月水金)	// 勝川好夫	第16係(月水金) // 三瀬英祐
	(犬山簡裁へ)	(民事公判第23係から)
第17係(月火木)	// 大迫隆二	第17係(月火木) // 大迫隆二
第18係(月水金)	// 谷野淳	第18係(月水金) // 谷野淳
第20係(月火木)	// 武田雄二郎	第20係(月火木) // 吉田進
	(羽曳野簡裁へ)	
第21係(月水金)	// 瀧川勝子	第21係(月水金) // 瀧川勝子
第22係(月火木)	// 辰巳晃	第22係(月火木) // 辰巳晃
第23係(月水金)	// 三瀬英祐	第23係(月水金) // 南正一
	(民事公判第16係へ)	
第2 民事特殊事件係(即決和解, 公示催告, 督促, 保全, 非訟等) (毎日)		第2 民事特殊事件係(即決和解, 公示催告, 督促, 保全, 非訟等) (毎日)
	裁判官(兼)内藤裕之	裁判官(兼)内藤裕之
		// 村岡寛

			(岸和田簡裁から)
"	佐藤有司	"	佐藤有司
"	柏木富美夫	"	柏木富美夫
"	佐伯美保	"	佐伯美保
"	松野勝徳	"	松野勝徳
		"	中山一馬
			(民事公判第15係から)
"		"	福田修
			(広島簡裁から)
"		"	臼井康雄
			(柏原・篠山簡裁から)
"		"	松林秀樹
			(伏見簡裁から)
"		"	加藤優
			(小浜・敦賀簡裁から)
"		"	久保隆俊
			(令状係から)
"	(兼)大迫隆二	"	(兼)大迫隆二
"	(兼)谷野淳	"	(兼)谷野淳
"	(兼)武田雄二郎	"	(兼)吉田進
			(兼務発令)
第3 調停係(毎日)			
第1係	裁判官 神谷義彦	第1係	裁判官 諫武高行
	(枚方簡裁へ)		(和歌山・湯浅簡裁から)
第2係	" 倉田孝雄	第2係	" 倉田孝雄
第3係	" 藤田敏之	第3係	" 有田禎宏
	(民事公判第15係へ)		(神戸簡裁から)
第4係	" 木花弘	第4係	" 大家嘉朗
	(伏見簡裁へ)		(羽曳野簡裁から)
第5係	" 小川親治	第5係	" 小川親治
第4 刑事公判係			
第1係(月水木) 裁判官 (兼)辻秀樹	第1係(月水木) 裁判官 (兼)辻秀樹	第2係(月水木) "	並木正男
第2係(月水木) "	並木正男	第2係(月水木) "	並木正男
第5 略式係(毎日)			
(1) 普通略式係 裁判官 辻秀樹	(1) 普通略式係 裁判官 辻秀樹	(1) 普通略式係 裁判官 (兼)並木正男	(兼)並木正男
" (兼)並木正男		" (兼)並木正男	
" (兼)田中清道		" (兼)上原宏光	
			(兼務発令)

" (兼) 西山 明 (兼務解消)	" (兼) 松尾 真一 (兼務発令)
" (兼) 南 正一 (兼務解消)	" (兼) 船越 英明 (兼務発令)
" (兼) 吉田 進 (兼務解消)	" (兼) 宮部 稔 (兼務発令)
(2) 交通即決略式係	(2) 交通即決略式係
裁判官 木崎 正	裁判官 木崎 正
" 高山 尚之 (岐阜簡裁へ)	" 植田 武志 (那覇簡裁から)
第6 令状係 (毎日)	第6 令状係 (毎日)
裁判官 (兼) 村越 一浩	裁判官 (兼) 村越 一浩
" (兼) 本村 嘉宏 (兼務解消)	" (兼) 後藤 有己 (兼務発令)
" (兼) 山口 智子 (兼務解消)	" (兼) 行方 美和 (兼務発令)
" (兼) 荒木 精一 (兼務解消)	" (兼) 安福 幸江 (兼務発令)
" (兼) 日高 真悟 (兼務解消)	" (兼) 梶川 匡志 (兼務発令)
" (兼) 本多 進 (兼務解消)	" (兼) 松本 英男 (兼務発令)
" (兼) 福間 匠 (兼務解消)	" (兼) 恒光 直樹 (兼務発令)
" (兼) 井谷 喬	" (兼) 井谷 喬
" (兼) 牧野 賢 (兼務解消)	" (兼) 伊藤 佑貴 (兼務発令)
" (兼) 水谷 翔	" (兼) 水谷 翔
" (兼) 森朋美	" (兼) 森朋美
	" (兼) 青木 崇史 (兼務発令)
" 久保 隆俊 (民事特殊係へ)	" (兼) 岩本 圭矢 (兼務発令)
" 田中 清道 (民事公判第7係へ)	" 上原 宏光 (名護簡裁から)
" 西山 明 (明石簡裁へ)	" 松尾 真一 (府中・福山簡裁から)
" 南 正一	" 船越 英明 (京丹後簡裁から)
	" 宮部 稔

<p style="text-align: center;">(民事公判第21係へ)</p> <p style="text-align: center;">〃 吉田 進</p> <p style="text-align: center;">(民事公判第20係へ)</p> <p style="text-align: center;">〃 (兼) 並木 正男</p> <p style="text-align: center;">〃 (兼) 辻 秀樹</p> <p>第2章 堺簡易裁判所 (裁判事務の分配)</p> <p>第43条 堺簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>裁判官 <u>（代行）久保 隆俊</u> (職務代行解消)</p> <p>民事訴訟事件の<u>3分の1</u></p> <p>民事少額訴訟事件の<u>3分の1</u></p> <p>少額訴訟債権執行に関する事件の<u>3分の1</u></p> <p><u>民事滞停事件の20分の17</u></p> <p><u>民事保全事件の10分の4</u></p> <p><u>民事雑事件の3分の1</u></p> <p>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の<u>5分の2</u></p> <p><u>刑事雑事件の3分の1</u></p> <p>裁判官 立川 唱寛</p> <p>民事訴訟事件の<u>3分の1</u></p> <p>民事少額訴訟事件の<u>3分の1</u></p> <p>少額訴訟債権執行に関する事件の<u>3分の1</u></p> <p>督促事件（支払督促申立て下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立て下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件）</p> <p>公示催告事件</p> <p>即決和解事件</p> <p>民事過料事件</p> <p>民事保全事件の<u>10分の3</u></p> <p>民事雑事件の<u>3分の1</u></p> <p>刑事公判事件</p> <p><u>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件及び刑事略式命令事件（待命）を除く刑事略式命令事件の10分の1</u></p>	<p style="text-align: center;">(益田・浜田簡裁から)</p> <p style="text-align: center;">〃 (兼) 並木 正男</p> <p style="text-align: center;">〃 (兼) 辻 秀樹</p> <p>第2章 堺簡易裁判所 (裁判事務の分配)</p> <p>第43条 堺簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>裁判官 前多 誠次</p> <p>民事訴訟事件の<u>5分の2</u></p> <p>民事少額訴訟事件の<u>5分の2</u></p> <p>少額訴訟債権執行に関する事件の<u>5分の2</u></p> <p><u>民事保全事件の5分の2</u></p> <p><u>民事雑事件の5分の2</u></p> <p>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の<u>5分の2</u></p> <p><u>刑事雑事件の5分の2</u></p> <p><u>他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</u></p> <p>裁判官 立川 唱寛</p> <p>民事訴訟事件の<u>5分の2</u></p> <p>民事少額訴訟事件の<u>5分の2</u></p> <p>少額訴訟債権執行に関する事件の<u>5分の2</u></p> <p>督促事件（支払督促申立て下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立て下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件）</p> <p>公示催告事件</p> <p>即決和解事件</p> <p>民事過料事件</p> <p>民事保全事件の<u>5分の3</u></p> <p>民事雑事件の<u>5分の2</u></p> <p>刑事公判事件</p>
--	--

<p>刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した略式命令事件を除く。）</p>	<p>刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した略式命令事件を除く。）</p>
<p>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件</p>	<p>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件</p>
<p><u>刑事雑事件の3分の1</u></p>	<p><u>刑事雑事件の5分の2</u></p>
<p>裁判官 <u>前 多 誠 次</u></p>	<p>裁判官 <u>（代行）森 本 幸 治</u></p>
<p><u>民事訴訟事件の3分の1</u></p>	<p><u>民事訴訟事件の5分の1</u></p>
<p><u>民事少額訴訟事件の3分の1</u></p>	<p><u>民事少額訴訟事件の5分の1</u></p>
<p><u>少額訴訟債権執行に関する事件の3分の1</u></p>	<p><u>少額訴訟債権執行に関する事件の5分の1</u></p>
<p><u>民事調停事件の20分の3</u></p>	<p><u>民事雑事件の5分の1</u></p>
<p><u>民事保全事件の10分の3</u></p>	<p>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の5分の1</p>
<p><u>民事雑事件の3分の1</u></p>	<p><u>民事調停事件の2分の1</u></p>
<p>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の5分の3</p>	<p>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件及び刑事略式命令事件（待命）を除く刑事略式命令事件の10分の9</p>
<p><u>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件及び刑事略式命令事件（待命）を除く刑事略式命令事件の10分の9</u></p>	<p><u>民事調停事件の5分の1</u></p>
<p><u>刑事雑事件の3分の1</u></p>	<p>裁判官 <u>（代行）武 田 雄二郎</u></p>
<p><u>他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</u></p>	<p><u>（職務代行発令）</u></p>
<p><u>民事調停事件の2分の1</u></p>	<p><u>民事調停事件の2分の1</u></p>
<p>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の5分の1</p>	<p>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件及び刑事略式命令事件（待命）を除く刑事略式命令事件の2分の1</p>
<p>裁判官 <u>（代行）渡 邊 真 司</u></p>	<p><u>（職務代行発令）</u></p>
<p><u>民事調停事件の2分の1</u></p>	<p><u>民事調停事件の2分の1</u></p>
<p>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の5分の1</p>	<p>交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件及び刑事略式命令事件（待命）を除く刑事略式命令事件の2分の1</p>

<p>裁判官 <u>(兼) 橋 本 都 月</u>  <u>(兼務解消)</u></p> <p>民事保全異議及び取消事件</p> <p>第3章 岸和田簡易裁判所</p> <p>(中略)</p> <p>(裁判事務の分配)</p> <p>第47条 岸和田簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>裁判官 <u>村 岡 寛</u>  <u>(大阪簡裁へ)</u></p> <p>民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の2分の1</p> <p>民事少額訴訟事件</p> <p>民事調停事件</p> <p>督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件）</p> <p>公示催告事件</p> <p>民事過料事件</p> <p>民事保全事件</p> <p>即決和解事件</p> <p>少額訴訟債権執行に関する事件</p> <p>民事雜事件</p> <p>刑事正式裁判事件</p> <p>令状事件</p> <p>他の裁判官の担当する事件を除くその他の民事事件</p> <p>他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p>裁判官（代行）<u>苅 谷 誠</u></p> <p>民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の2分の1</p> <p>刑事公判事件</p> <p>刑事略式命令事件</p> <p>交通待命（切符）略式命令事件</p> <p>更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見</p>	<p>裁判官 <u>(兼) 藤 野 美 子</u>  <u>(兼務発令)</u></p> <p>民事保全異議及び取消事件</p> <p>第3章 岸和田簡易裁判所</p> <p>(中略)</p> <p>(裁判事務の分配)</p> <p>第47条 岸和田簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>裁判官 <u>福 田 人 美</u>  <u>(大阪簡裁から)</u></p> <p>民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の2分の1</p> <p>民事少額訴訟事件</p> <p>民事調停事件</p> <p>督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件）</p> <p>公示催告事件</p> <p>民事過料事件</p> <p>民事保全事件</p> <p>即決和解事件</p> <p>少額訴訟債権執行に関する事件</p> <p>民事雜事件</p> <p>刑事正式裁判事件</p> <p>令状事件</p> <p>他の裁判官の担当する事件を除くその他の民事事件</p> <p>他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p>裁判官（代行）<u>苅 谷 誠</u></p> <p>民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の2分の1</p> <p>刑事公判事件</p> <p>刑事略式命令事件</p> <p>交通待命（切符）略式命令事件</p> <p>更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見</p>
---	--

に係る事務	に係る事務
(中略)	(中略)
<p><b>第4章 その他の簡易裁判所</b>  <b>(裁判官の配置及び事務の分配)</b></p> <p><b>第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。</b></p> <p>(1) 大阪池田簡易裁判所</p> <p>裁判官 森本幸治</p> <p>民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事案件</p> <p>裁判官 (代行) 奈正一 (職務代行解消) 刑事正式裁判事件 (公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(2) 豊中簡易裁判所</p> <p>裁判官 富田孝明</p> <p>民事事件 刑事正式裁判事件 (当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事案件</p> <p>裁判官 (代行) 森本幸治 (職務代行解消) 富田裁判官の関与した刑事略式命令事件に対する刑事正式裁判事件 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(3) 吹田簡易裁判所</p> <p>裁判官 白崎省吾</p> <p>民事訴訟事件の3分の2 民事訴訟事件を除くその他の民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の</p>	<p><b>第4章 その他の簡易裁判所</b>  <b>(裁判官の配置及び事務の分配)</b></p> <p><b>第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。</b></p> <p>(1) 大阪池田簡易裁判所</p> <p>裁判官 森本幸治</p> <p>民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事案件</p> <p>裁判官 (代行) 上原宏光 (職務代行発令) 刑事正式裁判事件 (公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(2) 豊中簡易裁判所</p> <p>裁判官 富田孝明</p> <p>民事事件 刑事正式裁判事件 (当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事案件</p> <p>裁判官 (代行) 舟越英明 (職務代行発令) 富田裁判官の関与した刑事略式命令事件に対する刑事正式裁判事件 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p> <p>(3) 吹田簡易裁判所</p> <p>裁判官 白崎省吾</p> <p>民事訴訟事件の3分の2 民事訴訟事件を除くその他の民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の</p>

<p>刑事案件</p> <p>裁判官(代行) 佐藤有司</p> <p>民事訴訟事件の3分の1</p> <p>令状事件の5分の1</p> <p><u>裁判官(代行) 吉田進</u> <u>(職務代行解消)</u></p> <p><u>刑事正式裁判事件(公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。)</u></p> <p><u>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</u></p> <p>(4) 茨木簡易裁判所</p> <p>裁判官 中村玄介</p> <p>民事訴訟事件の3分の2</p> <p>民事訴訟事件を除くその他の民事事件</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事案件</p> <p>裁判官(代行) 松野勝徳</p> <p>民事訴訟事件の3分の1</p> <p>刑事公判事件</p> <p><u>刑事正式裁判事件(公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。)</u></p> <p><u>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</u></p> <p>令状事件の5分の1</p> <p>(5) 東大阪簡易裁判所</p> <p>裁判官 仙波啓次</p> <p>民事事件の2分の1</p> <p>刑事正式裁判事件(当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。)の2分の1</p> <p>刑事正式裁判事件以外の刑事案件の2分の1</p> <p>1</p> <p>裁判官 新屋眞宏</p> <p>民事事件の2分の1</p>	<p>刑事案件</p> <p>裁判官(代行) 佐藤有司</p> <p>民事訴訟事件の3分の1</p> <p>令状事件の5分の1</p> <p><u>刑事正式裁判事件(公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。)</u></p> <p><u>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</u></p> <p>(4) 茨木簡易裁判所</p> <p>裁判官 中村玄介</p> <p>民事訴訟事件の3分の2</p> <p>民事訴訟事件を除くその他の民事事件</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事案件</p> <p>裁判官(代行) 松野勝徳</p> <p>民事訴訟事件の3分の1</p> <p>刑事公判事件</p> <p><u>刑事正式裁判事件(公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。)</u></p> <p><u>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</u></p> <p>令状事件の5分の1</p> <p>(5) 東大阪簡易裁判所</p> <p>裁判官 仙波啓次</p> <p>民事事件の2分の1</p> <p>刑事正式裁判事件(当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。)の2分の1</p> <p>刑事正式裁判事件以外の刑事案件の2分の1</p> <p>1</p> <p>裁判官 新屋眞宏</p> <p>民事事件の2分の1</p>
---	---

<p>刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1 刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1</p>	<p>刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1 刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1</p>
<p>(6) 枚方簡易裁判所</p> <p>裁判官 <u>西田文則</u> (大阪簡裁へ)</p> <p>民事訴訟事件の3分の1 民事少額訴訟事件の2分の1 民事調停事件の2分の1 民事過料事件の2分の1 民事保全事件の2分の1 令状事件の5分の2 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1 刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1</p>	<p>(6) 枚方簡易裁判所</p> <p>裁判官 <u>神谷義彦</u> (大阪簡裁から)</p> <p>民事訴訟事件の3分の1 民事少額訴訟事件の2分の1 民事調停事件の2分の1 民事過料事件の2分の1 民事保全事件の2分の1 令状事件の5分の2 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1 刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1</p>
<p>裁判官 <u>小川正照</u></p> <p>民事訴訟事件の3分の1 民事少額訴訟事件の2分の1 民事調停事件の2分の1 民事過料事件の2分の1 民事保全事件の2分の1 令状事件の5分の2 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1 刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1</p>	<p>裁判官 <u>小川正照</u></p> <p>民事訴訟事件の3分の1 民事少額訴訟事件の2分の1 民事調停事件の2分の1 民事過料事件の2分の1 民事保全事件の2分の1 令状事件の5分の2 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1 刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1</p>
<p>裁判官（代行）<u>佐伯美保</u></p> <p>民事訴訟事件の3分の1 即決和解事件 督促事件（支払督促申立却下処分に対する 異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する 異議事件及び地方裁判所の管轄に属する 事件の不適法督促異議事件） 民事特殊事件（民事保全事件を除く。） 令状事件の5分の1</p>	<p>裁判官（代行）<u>佐伯美保</u></p> <p>民事訴訟事件の3分の1 即決和解事件 督促事件（支払督促申立却下処分に対する 異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する 異議事件及び地方裁判所の管轄に属する 事件の不適法督促異議事件） 民事特殊事件（民事保全事件を除く。） 令状事件の5分の1</p>
<p>(7) 富田林簡易裁判所</p> <p>裁判官 <u>苅谷誠</u> 民事事件</p>	<p>(7) 富田林簡易裁判所</p> <p>裁判官 <u>苅谷誠</u> 民事事件</p>

<p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事案件</p>	<p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事案件</p>
<p>裁判官 <u>(代行) 大家嘉朗</u> <u>(職務代行解消)</u></p>	<p>裁判官 <u>(代行) 宮部 稔</u> <u>(職務代行発令)</u></p>
<p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p>	<p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p>
<p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p>	<p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p>
<p>(8) 羽曳野簡易裁判所</p>	<p>(8) 羽曳野簡易裁判所</p>
<p>裁判官 <u>大家嘉朗</u> <u>(大阪簡裁へ)</u></p>	<p>裁判官 <u>武田雄二郎</u> <u>(大阪簡裁から)</u></p>
<p>民事事件</p>	<p>民事事件</p>
<p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事案件</p>	<p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事案件</p>
<p>裁判官 <u>(代行) 久保隆俊</u> <u>(職務代行解消)</u></p>	<p>裁判官 <u>(代行) 松尾貞一</u> <u>(職務代行発令)</u></p>
<p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p>	<p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p>
<p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p>	<p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p>
<p>(9) 佐野簡易裁判所</p>	<p>(9) 佐野簡易裁判所</p>
<p>裁判官 <u>渡邊眞司</u></p>	<p>裁判官 <u>渡邊眞司</u></p>
<p>民事事件</p>	<p>民事事件</p>
<p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事案件</p>	<p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事案件</p>
<p>裁判官 <u>(代行) 村岡 健</u> <u>(職務代行解消)</u></p>	<p>裁判官 <u>(代行) 福田人美</u> <u>(職務代行発令)</u></p>
<p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p>	<p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</p>
<p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p>	<p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第6編 司法行政事務の代理順序 (司法行政事務の代理)</p>	<p>第6編 司法行政事務の代理順序 (司法行政事務の代理)</p>
<p>第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政</p>	<p>第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政</p>

事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。	事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。
第1順位 裁判官 北川 清	第1順位 裁判官 北川 清
第2順位 裁判官 内藤裕之	第2順位 裁判官 内藤裕之
第3順位 裁判官 村越一浩	第3順位 裁判官 村越一浩
2 堺支部長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。	2 堺支部長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。
第1順位 裁判官 木太伸広	第1順位 裁判官 木太伸広
第2順位 裁判官 柴田厚司	第2順位 裁判官 柴田厚司
第3順位 裁判官 安永武央	第3順位 裁判官 荒木未佳
3 岸和田支部長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。	3 岸和田支部長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。
第1順位 裁判官 中川正充	第1順位 裁判官 中川正充
第2順位 裁判官 角谷比呂美	第2順位 裁判官 佐藤克則
4 部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務は、その部に属する裁判官が、第2編別表1、第3編別表3又は第4編第24条記載の順序により、代理する。	4 部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務は、その部に属する裁判官が、第2編別表1、第3編別表3又は第4編第24条記載の順序により、代理する。
5 大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。	5 大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。
第1順位 裁判官 寺田俊弘	第1順位 裁判官 寺田俊弘
第2順位 裁判官 神谷義彦	第2順位 裁判官 脇高行
6 堺簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。	6 堺簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。
第1順位 裁判官 前多誠次	第1順位 裁判官 前多誠次
第2順位 裁判官 立川唱寛	第2順位 裁判官 立川唱寛
7 岸和田簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。	7 岸和田簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。
裁判官 村岡寛	裁判官 福田人美
8 東大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。	8 東大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。
裁判官 新屋眞宏	裁判官 新屋眞宏
9 枚方簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。	9 枚方簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。
裁判官 小川正照	裁判官 小川正照

(中略)

(中略)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙1)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更(案)

(令和3年3月29日諮詢)

(令和3年4月1日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第2編(本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第2民事部(租税・行政部) (月火水金) 裁判官 森鍵一 " 日比野幹 " 田辺暁志 " 岡田総司 " 豊臣亮輔 (中略)	第2民事部(租税・行政部) (月火水金) 裁判官 森鍵一 " (代行) 齋藤毅 <u>(職務代行発令)</u> " 日比野幹 " 田辺暁志 " 岡田総司 " 豊臣亮輔 (中略)
第12民事部(普通部) (月火水金) 裁判官 武田瑞佳 " 佐藤文子 " 鷲坂計知 " (兼) 佐藤壮一郎 " 柏木桃子 (中略)	第12民事部(普通部) (月火水金) 裁判官 武田瑞佳 " (代行) 酒井良介 <u>(職務代行発令)</u> " (代行) 林由希子 <u>(職務代行発令)</u> " 佐藤文子 " 鷲坂計知 " (兼) 佐藤壮一郎 " 柏木桃子 (中略)
(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)

第12刑事部（租税部）（毎日）

裁判官

渡 部 市 郎

〃

坂 本 好 司

〃

中 山 知

〃

尾 鳴 翔 一

(中略)

第12刑事部（租税部）（毎日）

裁判官

渡 部 市 郎

〃

(代行) 増 田 啓 祐

(職務代行発令)

〃

坂 本 好 司

〃

中 山 知

〃

尾 鳴 翔 一

(中略)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙2)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更 (案)

(令和3年3月29日諮問)

(令和3年4月28日実施)

現 行	変 更 後
(第2編 (本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割	(第2編 (本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部 (保全部) (毎日)	第1民事部 (保全部) (毎日)
裁判官	裁判官
内藤 裕之 一原 友彦 能宗 美和 永田 雄一 村尾 和泰 富岡 健史 結城 康介 内藤 陽子 (兼) 井谷 喬 森田 千尋 木内 悠介	内藤 裕之 一原 友彦 能宗 美和 永田 雄一 村尾 和泰 富岡 健史 結城 康介 内藤 陽子 (兼) 井谷 喬 森田 千尋
(大分家裁中津支部へ)	
初谷 淳紀 藤田 一真 亀井 健斗 足立 瑞貴 中川 和俊 林 寛太郎	初谷 淳紀 藤田 一健 亀井 健斗 足立 瑞貴 中川 和俊 林 寛太郎
(中略)	(中略)
(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割	(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第9刑事部 (普通部) (毎日)	第9刑事部 (普通部) (毎日)
裁判官	裁判官
矢野 直邦 (兼) 渡部 市郎	矢野 直邦 (兼) 渡部 市郎

<p>〃 南 うらら 〃 <u>(兼)木内悠介</u> 〃 (兼務解消) 〃 安藤 諒 (中略)</p>	<p>〃 南 うらら 〃 安藤 諒 (中略) <u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年4月28日から施行する。</u></p>
--	---

(別紙3)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和3年3月29日諮問）

（令和3年4月29日実施）

現 行	変 更 後
<p>（第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項）</p> <p>別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)</p>	<p>（第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項）</p> <p>別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略)</p>
<p>第2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等）（毎日）</p> <p>裁判官（兼）内藤裕之 〃 村岡寛 〃 佐藤有司 〃 柏木富美夫</p>	<p>第2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等）（毎日）</p> <p>裁判官（兼）内藤裕之 〃 村岡寛 〃 佐藤有司</p>
<p>（定年退官）</p> <p>〃 佐伯美保 〃 松野勝徳 〃 中山一馬 〃 福田修 〃 曽田康雄 〃 松林秀樹 〃 加藤優 〃 久保隆俊 〃 (兼)大迫隆二 〃 (兼)谷野淳 〃 (兼)吉田進</p>	<p>〃 佐伯美保 〃 松野勝徳 〃 中山一馬 〃 福田修 〃 曽田康雄 〃 松林秀樹 〃 加藤優 〃 久保隆俊 〃 (兼)大迫隆二 〃 (兼)谷野淳 〃 (兼)吉田進</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>

附 則

この規程は、令和3年4月29日から施行する

(別紙)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和3年4月23日諮詢）

（令和3年5月1日実施）

現 行	変 更 後
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割	(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第2刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 西川篤志 " 岩田康平 " 竹本真梨子 " (兼) 温川ほなみ <u>(兼務解消)</u>	第2刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 西川篤志 " 岩田康平 " 竹本真梨子
(中略)	(中略)
	<u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年5月1日から施行する。</u>

(別紙)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更(案)

(令和3年5月27日諮詢)

(令和3年6月1日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第2編(本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第2民事部(租税・行政部) (月火水金) 裁判官 森 鍵 一 " (代行) 斎 藤 翁 <u>(職務代行解消)</u> " 日比野 幹 " 田辺 晓 志 " 岡田 総 司 " 豊臣 亮 輔	第2民事部(租税・行政部) (月火水金) 裁判官 森 鍵 一 " 日比野 幹 " 田辺 晓 志 " 岡田 総 司 " 豊臣 亮 輔
(中略)	(中略)
第12民事部(普通部) (月火水金) 裁判官 武田 瑞佳 " (代行) 酒井 良介 <u>(職務代行解消)</u> " (代行) 林 由希子 <u>(職務代行解消)</u> " 佐藤 文子 " 鷺坂 計知 " (兼) 佐藤 壮一郎 <u>(兼務解消)</u> " 柏木 桃子	第12民事部(普通部) (月火水金) 裁判官 武田 瑞佳 " 佐藤 文子 " 鷺坂 計知 " 柏木 桃子
(中略)	(中略)
(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割	(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割

(中略)

第9刑事部(普通部) (毎日)

裁判官 矢野直邦  
" (兼) 渡部市郎  
" (兼務解消)  
" 南 うらら  
" 安藤 諒

(中略)

第9刑事部(普通部) (毎日)

裁判官 矢野直邦  
" 南 うらら  
" 安藤 諒

(中略)

第12刑事部(租税部) (毎日)

裁判官 渡部市郎  
" (代行) 増田啓祐  
" (職務代行解消)  
" 坂本好司  
" 中山知  
" 尾嶋翔一

(中略)

第12刑事部(租税部) (毎日)

裁判官 渡部市郎  
" 坂本好司  
" 中山知  
" 尾嶋翔一

(中略)

第15刑事部(普通部) (毎日)

裁判官 松田道別  
" 栗原保  
" 船戸宏之  
" 小澤光  
" (兼) 柏木桃子  
" (兼務解消)

(中略)

第15刑事部(普通部) (毎日)

裁判官 松田道別  
" 栗原保  
" 船戸宏之  
" 小澤光

(中略)

(中略)

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

(別紙)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更(案)

(令和3年5月13日諮詢)

(令和3年6月10日実施)

現 行	変 更 後
(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第3刑事部(普通部) (毎日) 裁判官 <u>中川綾子</u> <u>(第5刑事部へ)</u> " 千葉康一 " 楠本康太 (中略)	第3刑事部(普通部) (毎日) 裁判官 <u>御山真理子</u> <u>(大阪高裁から)</u> " (兼務発令) <u>中川綾子</u> " 千葉康一 " 楠本康太 (中略)
第5刑事部(普通部) (毎日) 裁判官 <u>長瀬敬昭</u> <u>(第10刑事部へ)</u> " 久禮博一 " 荒木精一 " 宮澤裕登 (中略)	第5刑事部(普通部) (毎日) 裁判官 <u>中川綾子</u> <u>(第3刑事部から)</u> " (兼務発令) <u>長瀬敬昭</u> " 久禮博一 " 荒木精一 " 宮澤裕登 (中略)
第10刑事部(令状部) (毎日) 裁判官 <u>村越一浩</u> <u>(那覇地裁へ)</u> " 後藤有己 " 行方美和 " 安福幸江 " 梶川匡志 " 松本英男	第10刑事部(令状部) (毎日) 裁判官 <u>長瀬敬昭</u> <u>(第5刑事部から)</u> " 後藤有己 " 行方美和 " 安福幸江 " 梶川匡志 " 松本英男

	恒光直樹 井谷喬貴 伊藤佑貴 水谷翔 森朋美 青木崇史 岩本圭矢		恒光直樹 井谷喬貴 伊藤佑貴 水谷翔 森朋美 青木崇史 岩本圭矢
(中略)		(中略)	
(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条, 第34条第1項, 第35条第1項, 第36条, 第38条第1項及び第39条第1項)		(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条, 第34条第1項, 第35条第1項, 第36条, 第38条第1項及び第39条第1項)	
別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割		別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	
(中略)		(中略)	
第6 令状係(毎日)		第6 令状係(毎日)	
裁判官	(兼) 村越一浩 (兼務解消)	裁判官	(兼) 長瀬敬昭 (兼務発令)
"	(兼) 後藤有己	"	(兼) 後藤有己
"	(兼) 行方美和	"	(兼) 行方美和
"	(兼) 安福幸江	"	(兼) 安福幸江
"	(兼) 梶川匡志	"	(兼) 梶川匡志
"	(兼) 松本英男	"	(兼) 松本英男
"	(兼) 恒光直樹	"	(兼) 恒光直樹
"	(兼) 井谷喬貴	"	(兼) 井谷喬貴
"	(兼) 伊藤佑貴	"	(兼) 伊藤佑貴
"	(兼) 水谷翔	"	(兼) 水谷翔
"	(兼) 森朋美	"	(兼) 森朋美
"	(兼) 青木崇史	"	(兼) 青木崇史
"	(兼) 岩本圭矢	"	(兼) 岩本圭矢
"	上原宏光	"	上原宏光
"	松尾真一	"	松尾真一
"	船越英明	"	船越英明
"	宮部稔	"	宮部稔
"	(兼) 並木正男	"	(兼) 並木正男
"	(兼) 辻秀樹	"	(兼) 辻秀樹

(中略)

第6編 司法行政事務の代理順序

(司法行政事務の代理)

第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

第1順位 裁判官 北川 清

第2順位 裁判官 内藤 裕之

第3順位 裁判官 村越 一浩

(中略)

第6編 司法行政事務の代理順序

(司法行政事務の代理)

第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

第1順位 裁判官 北川 清

第2順位 裁判官 内藤 裕之

第3順位 裁判官 長瀬 敬昭

(中略)

(中略)

附 則

この規程は、令和3年6月10日から施行する。

# 承認事項

(追加資料)

(令和3年6月30日)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和3年6月15日諮詢）

（令和3年7月1日実施）

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 第1民事部（保全部）（毎日）	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 第1民事部（保全部）（毎日）
裁判官 内藤裕之 一原友彦 能宗美和 永田雄一 村尾和泰 富岡健史 結城康介 内藤陽介子 (兼)井谷喬 森田千尋	裁判官 内藤裕之 一原友彦 能宗美和 永田雄一 村尾和泰 富岡健史 結城康介 内藤陽介子 (兼)井谷喬 森田千尋 中澤崇晶
初谷湧紀 藤田一真 龟井健斗 足立瑞貴 中川和俊 林憲太朗	初谷湧紀 藤田一真 龟井健斗 足立瑞貴 中川和俊 林憲太朗
(中略)	(中略)
第14民事部（執行部）（毎日）	第14民事部（執行部）（毎日）
裁判官 濱本章子 相澤聰 金洪周 岸田二郎 藤田洋祐 中澤崇晶	裁判官 濱本章子 相澤聰 金洪周 岸田二郎 藤田洋祐
(第1民事部へ)	(中略)
(中略)	(中略)

第4編 支部	第4編 支部
(中略)	(中略)
<b>第2章 岸和田支部</b> (裁判事務の分配)	<b>第2章 岸和田支部</b> (裁判事務の分配)
<b>第28条 岸和田支部における裁判事務の分配</b> は、次のとおりとする。	<b>第28条 岸和田支部における裁判事務の分配</b> は、次のとおりとする。
裁判官 高橋善久 他の裁判官の担当する事件を除くその余 の民事事件及び非訟事件	裁判官 高橋善久 他の裁判官の担当する事件を除くその余 の民事事件及び非訟事件
裁判官 寺田悠亮 刑事公判事件(再審請求事件を含む。) の2分の1 第1回公判期日前の勾留に関する処分事 件の2分の1	裁判官 寺田悠亮 刑事公判事件(再審請求事件を含む。) の2分の1 第1回公判期日前の勾留に関する処分事 件の2分の1
医療観察法第33条第1項又は第59条 第1項若しくは第2項の申立てを受けた 地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の 1 更生保護法第52条第6項の規定による 特別遵守事項の設定又は変更に関する求 意見に係る事務の2分の1 前記事件のほか、他の裁判官の担当する 事件を除くその余の刑事事件	医療観察法第33条第1項又は第59条 第1項若しくは第2項の申立てを受けた 地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の 1 更生保護法第52条第6項の規定による 特別遵守事項の設定又は変更に関する求 意見に係る事務の2分の1 前記事件のほか、他の裁判官の担当する 事件を除くその余の刑事事件
破産事件のうちの同時廃止事件の全部 債権執行事件のうちの配当事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得 事件の3分の1 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2 分の1	破産事件のうちの同時廃止事件の全部 債権執行事件のうちの配当事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得 事件の3分の1 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2 分の1
裁判官 佐藤克則 民事訴訟事件(再審請求事件を含む。) の31分の9 債権執行事件、財産開示事件及び第三者 からの情報取得事件を除く民事執行事件 の3分の1 民事保全事件の2分の1 保全異議及び保全取消事件の2分の1 小規模個人再生事件及び給与所得者等再	裁判官 佐藤克則 民事訴訟事件(再審請求事件を含む。) の31分の9 債権執行事件、財産開示事件及び第三者 からの情報取得事件を除く民事執行事件 の3分の1 民事保全事件の2分の1 保全異議及び保全取消事件の2分の1 小規模個人再生事件及び給与所得者等再

<p>生事件の2分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 令状事件の8分の2 過料事件</p> <p>裁判官 織田佳代 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。） の31分の4 民事保全事件の4分の1 保全異議及び保全取消事件の4分の1 債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 令状事件の8分の2</p> <p>裁判官 高塙大地</p> <p>刑事公判事件（再審請求事件を含む。） の2分の1 第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1 医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1 配当事件を除く債権執行事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の2 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2</p>	<p>生事件の2分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 令状事件の8分の2 過料事件</p> <p>裁判官 織田佳代 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。） の31分の4 民事保全事件の4分の1 保全異議及び保全取消事件の4分の1 債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 令状事件の8分の2</p> <p>裁判官 (兼)行方美和 (兼務発令)</p> <p>刑事公判事件（再審請求事件を含む。） の2分の1 第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1 医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1 配当事件を除く債権執行事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の2 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2</p>
--	--

分の1

裁判官 佐藤志保

民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）

の31分の9

債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1

小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1

人身保護事件の4分の1

訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の1

令状事件の8分の1

裁判官 今野藍

民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）

の31分の9

同時廃止事件を除く破産事件の全部

小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を除く再生事件の全部

会社更生事件、会社整理事件及び特別清算事件の全部

民事保全事件の4分の1

保全異議及び保全取消事件の4分の1

人身保護事件の4分の1

訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1

令状事件の8分の2

商事非訟事件（過料事件を除く。）

裁判官 中川正充

令状事件の8分の1

(中略)

分の1

裁判官 佐藤志保

民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）

の31分の9

債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1

小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1

人身保護事件の4分の1

訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の1

令状事件の8分の1

裁判官 今野藍

民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）

の31分の9

同時廃止事件を除く破産事件の全部

小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を除く再生事件の全部

会社更生事件、会社整理事件及び特別清算事件の全部

民事保全事件の4分の1

保全異議及び保全取消事件の4分の1

人身保護事件の4分の1

訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1

令状事件の8分の2

商事非訟事件（過料事件を除く。）

裁判官 中川正充

令状事件の8分の1

裁判官 高場大地

(中略)

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和3年6月18日諮問）

（令和3年7月12日実施）

現 行	変 更 後
<p>（第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項）</p> <p>別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>（中略）</p> <p>第2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等）（毎日）</p> <p>裁判官（兼）内藤裕之 〃 村岡 寛 〃 佐藤有司 〃 佐伯美保 〃 松野勝徳 〃 中山一馬 〃 福田修 〃 田井康雄 〃 松林秀樹</p> <p>（普通略式係へ）</p> <p>〃 加藤 優 〃 久保 隆俊 〃 (兼) 大迫 隆二 〃 (兼) 谷野 淳 〃 (兼) 吉田 進</p> <p>（中略）</p> <p>第4 刑事公判係</p> <p>第1係（月水木）裁判官（兼）辻秀樹 （兼務解消）</p> <p>第2係（月水木）〃 並木正男</p> <p>第5 略式係（毎日）</p> <p>（1）普通略式係 裁判官 辻秀樹 （定年退官）</p>	<p>（第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項）</p> <p>別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>（中略）</p> <p>第2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等）（毎日）</p> <p>裁判官（兼）内藤裕之 〃 村岡 寛 〃 佐藤有司 〃 佐伯美保 〃 松野勝徳 〃 中山一馬 〃 福田修 〃 田井康雄 〃 松林秀樹</p> <p>（普通略式係へ）</p> <p>〃 加藤 優 〃 久保 隆俊 〃 (兼) 大迫 隆二 〃 (兼) 谷野 淳 〃 (兼) 吉田 進</p> <p>（中略）</p> <p>第4 刑事公判係</p> <p>第1係（月水木）裁判官（兼）松林秀樹 （兼務発令）</p> <p>第2係（月水木）〃 並木正男</p> <p>第5 略式係（毎日）</p> <p>（1）普通略式係 裁判官 松林秀樹 （民事特殊係から）</p>

" (兼) 並木正男  
 " (兼) 上原宏光  
 " (兼) 松尾真一  
 " (兼) 船越英明  
 " (兼) 宮部稔

(中略)

第6 令状係 (毎日)

裁判官 (兼) 長瀬敬昭  
 " (兼) 後藤有己  
 " (兼) 行方美和  
 " (兼) 安福幸江  
 " (兼) 梶川匡志  
 " (兼) 松本英男  
 " (兼) 恒光直樹  
 " (兼) 井谷喬貴  
 " (兼) 伊藤佑貴  
 " (兼) 水谷翔  
 " (兼) 森朋美  
 " (兼) 青木崇史  
 " (兼) 岩本圭矢  
 " 上原宏光  
 " 松尾真一  
 " 船越英明  
 " 宮部稔  
 " (兼) 並木正男  
 " (兼) 辻秀樹

(兼務解消)

(中略)

" (兼) 並木正男  
 " (兼) 上原宏光  
 " (兼) 松尾真一  
 " (兼) 船越英明  
 " (兼) 宮部稔

(中略)

第6 令状係 (毎日)

裁判官 (兼) 長瀬敬昭  
 " (兼) 後藤有己  
 " (兼) 行方美和  
 " (兼) 安福幸江  
 " (兼) 梶川匡志  
 " (兼) 松本英男  
 " (兼) 恒光直樹  
 " (兼) 井伊藤谷佑貴  
 " (兼) 水谷翔  
 " (兼) 森朋美  
 " (兼) 青木崇史  
 " (兼) 岩本圭矢  
 " 上原宏光  
 " 松尾真一  
 " 船越英明  
 " 宮部稔  
 " (兼) 並木正男  
 " (兼) 松林秀樹

(兼務発令)

(中略) 附 則

この規程は、令和3年7月12日から施行する

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和3年6月18日諮問）

（令和3年7月15日実施）

現 行	変 更 後
<b>第4編 支 部</b>	<b>第4編 支 部</b>
<b>第1章 堺 支 部</b>	<b>第1章 堺 支 部</b>
（裁判官の配置）	（裁判官の配置）
第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。	第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。
（中略）	（中略）
<b>第1民事部B</b>	<b>第1民事部B</b>
裁判官	裁判官
（兼）木 太 伸 広	（兼）木 太 伸 広
（兼）藤 野 美 子	（兼）藤 野 美 子
（兼）姥 名 日 奈 子	（兼）姥 名 日 奈 子
（兼）國 分 綾	（兼）國 分 綾
湯 浅 徳 恵	湯 浅 徳 恵
（兼）船 戸 容 子	（兼）船 戸 容 子
村 瀬 洋 朗	村 瀬 洋 朗
（兼）唐 津 祐 吾	（兼）唐 津 祐 吾
（兼）本 田 真理子	（兼）本 田 真理子
（兼）柿 部 泰 宏	（兼）柿 部 泰 宏
	（兼）青 木 崇 史
	（兼務発令）
（兼）山 根 直 輝	（兼）山 根 直 輝
（中略）	（中略）
<b>第1刑事部</b>	<b>第1刑事部</b>
裁判官	裁判官
柴 田 厚 司	柴 田 厚 司
竹 内 大 明	竹 内 大 明
藤 原 靖 士	藤 原 靖 士
本 田 真理子	本 田 真理子
	（兼）青 木 崇 史
	（兼務発令）
（中略）	（中略）
	<b>附 則</b>

この規程は、令和3年7月15日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和3年6月24日諮問）

（令和3年7月1日実施）

現 行	変 更 後
<p>(第2編 (本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)</p> <p>第24民事部 (普通部) (月火木金) 裁判官 池上尚子 〃 山口敦士 〃 鈴木基之 <u>〃 (兼)楠本康太</u> <u>(兼務解消)</u> 〃 鈴村悠恭 (中略)</p> <p>(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)</p> <p>第3刑事部 (普通部) (毎日) 裁判官 御山真理子 〃 (兼)中川綾子 <u>(兼務解消)</u> 〃 千葉康一 〃 楠本康太 (中略)</p>	<p>(第2編 (本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)</p> <p>第24民事部 (普通部) (月火木金) 裁判官 池上尚子 〃 山口敦士 〃 鈴木基之 〃 鈴村悠恭 (中略)</p> <p>(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)</p> <p>第3刑事部 (普通部) (毎日) 裁判官 御山真理子 〃 千葉康一 〃 楠本康太 (中略)</p>
	<p><u>附 則</u> この規程は、令和3年7月1日から施行する</p>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和3年6月24日諮問）

（令和3年7月12日実施）

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部（保全部）（毎日）	第1民事部（保全部）（毎日）
裁判官	裁判官
内 藤 裕 之	内 藤 裕 之
一 原 友 彦	一 原 友 彦
能 宗 美 和	能 宗 美 和
永 田 雄 一	永 田 雄 一
村 尾 和 泰	村 尾 和 泰
富 岡 健 史	富 岡 健 史
結 城 康 介	結 城 康 介
内 藤 陽 介	内 藤 陽 介
(兼) 井 谷 畠	(兼) 井 谷 畠
森 田 千 畠	森 田 千 畠
中 澤 崇 晶	中 澤 崇 晶
初 谷 湧 紀	初 谷 湧 紀
藤 田 一 真	藤 田 一 真
龟 井 健 斗	龟 井 健 斗
足 立 瑞 贵	足 立 瑞 贵
(名古屋地家裁岡崎支部へ)	
中 川 和 俊	中 川 和 俊
林 憲 太 朗	林 憲 太 朗
(中略)	(中略)
	附 則
	この規程は、令和3年7月12日から施行する

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和3年6月24日諮詢）

（令和3年7月16日実施）

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第14民事部（執行部）（毎日） 裁判官 濱本章子 (堺支部第1民事部Aへ) 相澤聰 金洪周 岸田二郎 藤田洋祐 (中略)	第14民事部（執行部）（毎日） 裁判官 金地香枝 (第25民事部から) 相澤聰 金洪周 岸田二郎 藤田洋祐 (中略)
第25民事部（普通部）（火水木金） 裁判官 金地香枝 (第14民事部へ) 菅野昌彦 織川逸平 岡野哲郎 (中略)	第25民事部（普通部）（火水木金） 裁判官 横田昌紀 (大阪高裁から) (兼)金地香枝 (兼務発令) 菅野昌彦 織川逸平 岡野哲郎 (中略)
第4編 支 部 第1章 堺支部 (裁判官の配置) 第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。 第1民事部A 裁判官 森木田邦裕 (鳥取地家裁へ) 藤野美子 (中略)	第4編 支 部 第1章 堺支部 (裁判官の配置) 第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。 第1民事部A 裁判官 浜本章子 (第14民事部から) 藤野美子

〃	姥名 日奈子	〃	姥名 日奈子		
〃	國分 綾	〃	國分 綾		
〃	(兼)湯浅徳恵	〃	(兼)湯浅徳恵		
〃	(兼)村瀬洋朗	〃	(兼)村瀬洋朗		
〃	唐津祐吾	〃	唐津祐吾		
〃	浅井翼	〃	浅井翼		
(中略)		(中略)			
<u>附 則</u>					
<u>この規程は、令和3年7月16日から施行する。</u>					

# 決議事項

(令和3年6月30日)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

現 行	変 更 後
第2編 本 庁 民 事 部	第2編 本 庁 民 事 部
第2章 裁 判 事 務 の 分 配	第2章 裁 判 事 務 の 分 配
（事件の配付等）	（事件の配付等）
第6条 専門事件は、その事件の種類に従って次の各部に配付する。	第6条 専門事件は、その事件の種類に従って次の各部に配付する。
（中略）	（中略）
（4）労働事件、労働審判法に定める労働審判事件並びに労働組合法、労働審判法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 <u>第68条</u> の各規定による過料事件は、第5部（労働部）	（4）労働事件、労働審判法に定める労働審判事件並びに労働組合法、労働審判法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、短時間労働者及び <u>有期雇用労働者</u> の雇用管理の改善等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の各規定による過料事件は、第5部（労働部）
（中略）	（中略）
<u>附 則</u>	
<u>この規程は、令和3年7月1日から施行する</u>	